大阪市老人クラブ徽章

全国3大運動
健康・友愛・奉仕をめざして
市内全会員に配布

月刊 大老連

平成26年 4月号
第669号 毎月1日発行
平成26年（2014年）4月1日
定価30円（送料別） 年間購読料1,100円（送料共）
購読お申し込みは、月刊大老連編集室にご連絡ください。

昭和33年9月19日第三種郵便物認可
〒556―0017
大阪市浪速区湊町1―4―1
OCATビル
発行所 一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会
編集室 電話 06(6635)3227
FAX 06(6635)3229

大老連予算理事会を開催

「健康・友愛・奉仕」活動を推進

大阪市老人クラブ連合会の予算理事会が、3月4日（火）午後、大阪市浪速区の市立難波市民学習センターで開催され、平成26年度事業方針・事業計画案及び収支予算案の2議案等が承認されました。

理事会の冒頭、中保昌理事長から開会のあいさつがあり、次に議長選出に移り、中理事長が議長に指名され、議事に入りました。「平成26年度事業方針・事業計画（案）について」は鷲島勝事務局長から説明があり、「平成26年度収支予算（案）について」は中路晃事務局次長から説明があり、審議に入り、それぞれ全会一致で承認されました。

開会のあいさつをする中保昌理事長

平成26年度 事業方針（概要）

昨今の社会経済状況が大きく変化しつつある中で、人口の高齢化は出生率の低下と相まってますます加速化しており、65歳以上の高齢者が初めて3千万人を突破し、さらに団塊世代の高齢化に伴い、4人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えております。

このような状況の中で、高齢者が地域社会の中で積極的に役割を果たしつつ、生きがいをもって生活できる環境づくりがとりわけ重要であり、私たち老人クラブの果たす役割はますます大きくなってまいります。私たちは第二の現役世代として、より自由な立場を生かし、楽しみながらさまざまな形で地域社会において活躍していますが、今こそ発想の転換が必要であり、新しい老人クラブづくりを模索すべき時期を迎えているのではないでしょうか。

それには、「高齢者の元気は地域の元気」の強い信念のもとに、私たち老人クラブが活躍する舞台は毎日生活する地域社会の中にあると考え、地域づくりの新しい担い手としての役割の重要性を認識し、さらに一層の取り組みを進める必要があります。そのような状況の中で、今年度は次の事業方針で取り組みます。

▽指導者、リーダー養成については、「健康・友愛・奉仕」をテーマとした人材育成、リーダー養成を推し進めるとともに、昨年度に引き続き、幅広い人材育成をめざしたリーダー養成に力を注ぎます。

▽健康づくり活動については、グラウンド・ゴルフ大会、ペタンク大会の開催をはじめ、高齢者の健康ウォーキング事業を未実施の区老連において独自事業として継続実施するほか、ニュースポーツリーダー養成講座も開催します。

▽老人クラブが社会貢献活動として力を入れて取り組んでいる友愛活動・奉仕活動については、その意義、役割を十分に踏まえて、大老連組織をあげて取り組んでいきます。

▽全国的な傾向である会員の減少については、全老連においては平成26年度から平成30年度までの5年間、老人クラブ「100万人会員増強運動」を提唱し、重点的に会員の加入促進に取り組むこととされており、大老連としても他の老連とも協力して取り組みを進めるとともに、組織の強化及び自主財源の確保に努めるほか、地域の高齢者を代表する組織として、単位クラブ、区老連と一体となって相互理解を深め、各関係団体・関係機関とも緊密な連携を図りながら、自主的で積極的な老人クラブ活動を推進します。

平成26年度 事業計画（概要）

メインテーマは「伸ばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」、重点項目は次の1～6項目。

1．心とからだの健康づくりをすすめる
（1）「健康を進める運動」の推進
（2）スポーツの振興
（3）生きがいと健康づくり事業の推進
2．高齢者が相互に支援する友愛活動をすすめる
（1）在宅福祉を支える友愛活動の推進
（2）転入者をあたたかく迎える運動の実施
（3）災害時支援の取り組み
3．「きれいな地球をこどもたちへ」環境への取り組みをすすめる
（1）全国一斉社会奉仕の日（9月20日）の取り組み
（2）環境美化・リサイクル活動の取り組み
4．生活と地域を豊かにする楽しいクラブ活動を広げる
（1）レクリエーション活動とサークル活動の支援
（2）地域文化の保存・伝承活動と世代間交流・次世代育成支援活動の推進
（3）協賛事業の実施
（4）「老人の日・老人週間」の取り組み（9月15日～21日）
5．はつらつとしたクラブづくりをすすめる
（1）老人クラブリーダーの育成
（2）研修会の実施
（3）研修会への参加
（4）安全対策運動の組織的取り組み
（5）関係団体・関係機関との連携、協力
（6）老人クラブ活動の情報の収集と内外への積極的なPR
（7）老人クラブや高齢者に関する調査活動
6．クラブ発展の基盤強化をすすめる
（1）「高齢者の世紀」を担う会員の加入促進運動の推進
（2）大阪市老連の運営・組織強化
（3）事務局体制の組織強化
（4）老人クラブ組織の基盤整備

平成26年度 収支予算（概要）

△一般会計△
2億7214万円

△特別会計△
1106万7千円

東日本大震災から3年

老人クラブの応援マーク

今年の3月11日で、東日本大震災から3年が経ちます。死者1万5884人、行方不明者2633人。平成23年3月に発生した未曾有の大震災である東日本大震災は、東北地方・関東地方の広範囲にわたり甚大な被害を及ぼしました。ここに改めまして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞いを申しあげます。

全国老人クラブ連合会では、この震災に対して、各府県市老連の力を結集していち早く救援拠金や元気袋づくりなどの支援活動に取り組むとともに、これまでに被災地訪問、各種会議・行事などの被災地での開催をはじめさまざまな交流・支援活動を行ってきております。

大阪市老人クラブ連合会でも、各区老人クラブ連合会の皆様方の力強いご支援により、1500万円を超える救援拠金と600個余りの元気袋を全老連を通じて被災地にお送りし、それに対して被災地の各老連の皆様方からは多くのお礼と感謝のメッセージ、近況報告などをお伝えいただいております。

この大震災により私たちは、地域における人と人のつながりや支え合いが何よりも大切であり、私たち老人クラブ活動の重要性を再認識したところです。

各区老連においても交流・支援活動の取り組みの輪が広がっており、港区連においては、東日本大震災の復興支援に少しでもお役に立てようとの思いから、平成23年には街頭募金活動で集めた義援金を被災地に送るとともに、平成24年度からは区内公園において、岩手県大船渡市から搬入したサンマを使用して「サンマ祭り」を開催し、その収益金を被災地に送ることで復興支援の取り組みを行っておられます。

大老連としても、今後とも、大震災での教訓を風化させることなく、できる限りの交流・支援活動を行ってまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申しあげます。

クラブ新設の 東住吉区老連 旭区老連 2区老連を顕彰

大老連では、平成25年度から会員増強と老人クラブの活性化を一層推進するため、「クラブ新設にかかる区老連の顕彰制度」を創設し、その年度中に老人クラブの新設に尽力され、会員の増強に貢献された区老連に対して顕彰することにしております。

平成25年度（平成26年2月末までに大老連入会分まで）については、東住吉区老連と旭区老連の2区老連が対象になりますので、会員加入促進強調月間の3月の定例会長会において、中保昌理事長からその努力を称え賞状と記念品を贈呈しました。

現在の「国民の司法参加」の具体的姿

桐畑・鈴木法律事務所 弁護士 桐畑 芳則

随意随想

一・司法とは、国が裁判所によって既定の法律等の法令を特定の事実に適用して、その適法性・違法性あるいは権利関係を審判する作用のことを言います。この司法作用に専門的に携わる人達が法曹三者といわれる裁判官、検察官、弁護士です。ですが、現在、法曹三者以外に、民間の一般の人々がさまざまな形で司法作用に参加し司法に寄与・貢献をしているのです。具体的には、家庭裁判所が行う家事調停事件に携わる家事調停委員と参与員、主として簡易裁判所が行う民事調停事件に携わる民事調停委員、簡易裁判所が行う民事訴訟事件に携わる司法委員、そして地方裁判所が行う刑事事件のうち裁判員裁判に携わる裁判員が正にそうです。このような種々の形で民間人たる一般市民が司法作用に参画して国民の利益に寄与・貢献している現象を捉えて「国民の司法参加」と言っています。右の国民の司法参加の、その具体的姿と特徴について概観を見てみたいと思います。

二（一）家事調停委員は、家庭裁判所が行う家事調停事件について裁判官と共に調停委員会を組織して調停の場で当事者の話を聴き意見を述べ適切なアドバイスを与えるなどして適切、妥当な解決としての調停の成立を図ることを職務とします。家事調停委員として最高裁判所より任命された人達には弁護士等の専門家もいますが、圧倒的に多くの家事調停委員は非専門家である民間人から任命された人達です。非専門家であっても社会生活上の知識経験が豊富で人格識見の高い人の中から任命されます。家事調停委員に任命された民間の人達の経歴や職業もさまざまです。例えば、元教員、元会社員、元公務員、現役の方々としては、自営業、宗教家、主婦等々です。家事調停委員は原則として男女のペアがある一つの家事事件を担当し、両当事者の合意形成を目指してあっせんの努力を重ねます。調停の場で大切なことは、家事調停委員は主役ではなく当事者が主体的に紛争の問題点を理解して適切妥当な解決方法を見い出せるよう援助、手助けをする役割であること、従って調停委員会が強権的に調停案を作って当事者に押し付ける調停であってはいけないことです。

（二）参与員は、家庭裁判所が離婚訴訟等の人事訴訟や家事審判（調停が不成立となった案件を審理する事件と申立てがあると、そのまま審理をする事件とがあります）を行う際、その手続に立ち会って意見を述べることを職務とします。参与員に就任する人々ですが、民間人たる元家事調停委員や現役家事調停委員が多いです。参与員は市民の目線で審判における審理に貢献するという役割を担っています。

以上、見たように、家庭裁判所の家事事件には一般市民の人々が多数参画しています。民事一般、商事の調停事件、農事調停、公害等調停、鉱害調停、宅地建物調停、交通調停、サラ金等の多重債務に苦しむ人達のための特定調停がそうです。民事調停委員は中立公平な立場で両者の言い分を整理して双方の歩み寄りを説得すると共に法的にも適正妥当な解決（合意）を形成すべく、あっせんを行うのです。

（四）司法委員は、簡易裁判所にて裁判官が訴訟事件の審理をするに際し、その立会いをして裁判所が行う和解の補助をしたり、事件について意見を述べたり証人等に発問したり等の職務を担います。司法委員は民間の有用な人材を活用して（ただ、実際上は、不動産鑑定士、司法書士、公認会計士、建築士、弁護士等専門的知識を有する人々が多く選ばれているようです）、司法作用に司法委員の豊かな知識経験や健全な一般良識と感覚を反映させる役割が期待されています。

（五）裁判員は、地方裁判所の刑事事件のうち裁判員裁判対象事件につき他の五人の裁判員と三人の職業裁判官と共に審理に臨んで有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするか（量刑問題）を判断する役割を担います。この裁判員制度は国民が刑事裁判という重要な司法作用に直接参加して国民の健全な良識と多様な視点や感覚を反映させることを目的として平成二一年五月から施行されている画期的な制度です。それだけに、スタートしてからまだ五年足らずですので、今後は、この裁判員制度を逐次改善していき、より一層充実・発展させていく必要があるでしょう。

Panasonic
補聴器
ご相談は当店まで
ご自宅へ訪問も致します
気軽に使えるポケット型

OMWA モデルJ1シリーズ 希望小売価格 79,000円～
一般的名称：ポケット型補聴器 販売名：おんわ WH-103JJ
医療機器認証番号：220AIBZX00067000
オーダーメイド耳あな型や耳かけ型も取り扱っております
パナソニック補聴器
プラザ大阪
TEL: 06-6344-3348
FAX: 06-6344-3318
大阪駅前第4ビル1F
●JR「大阪駅」より徒歩約6分
●JR東西線「北新地駅」より徒歩約5分
●地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩約5分
●地下鉄谷町線「東梅田駅」より徒歩約3分
営業時間：午前10時～午後5時30分 定休日：日・祝日
詳しくは パナソニック補聴器 検索
補聴器は適切なフィッティング調整により、その効果が発揮されます。しかし、装用者の聞こえの状態によっては、その効果が異なる場合があります。
耳の健康を保つため、定期的な耳鼻咽喉科の受診をおすすめします。

野村證券 NOMURA